

今治市多目的温泉保養館（クアハウス今治）に係る指定管理者の予定者となる団体の選定について

担当課：健康福祉部健康福祉政策局健康推進課

今治市多目的温泉保養館（クアハウス今治）の指定管理者の予定者となる団体（以下「指定予定者」という。）を次のとおり選定した。

1 施設の概要

(1) 所在地 愛媛県今治市湯ノ浦36番地

(2) 施設の設置目的 市の健康づくりの中核施設として、市民の健康管理と福祉の向上を図るとともに観光振興の促進に資することを目的とする。

2 募集の概要

(1) 応募受付期間 令和6年9月24日（火）～令和6年9月30日（月）

(2) 応募者（1団体）

団体名	代表者役職氏名	所在地
一般財団法人 今治市多目的温泉保養館管理公社	理事長 土居忠博	今治市別宮町1丁目4番地1

3 審査の概要と結果

(1) 審査の方式

今治市多目的温泉保養館指定管理者選定審議会において、応募者からの申請書類の審査やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式（あらかじめ定めた審査項目を評価し、審査基準ごとに総合評価し採点する方式）により採点を行い、合計点数の最も高い団体を指定予定者として選定した。

(2) 審査基準等

審査項目及び審査基準並びに配点ウエイト

審査項目及び審査基準		配点ウエイト
【Ⅰ】 平等利用の確保 ・利用者の平等利用が確保できる適正な方策が具体的に提案されているか ・不当な利用制限項目はないか ・特定の者のみに有利な利用形態となっていないか		(確保されない場合は失格)
【Ⅱ】 施設の効用発揮 ・施設の設置目的との適合性 ・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取組み ・利用料金設定額 ・その他新規、魅力的な提案の有無		40点
【Ⅲ】 経費（指定管理料） ・提案された指定管理料について、計算式を用いて算出 ・収支計画の実現可能性が高いか		25点
【Ⅳ】 人的及び物的能力 ・人的能力（責任体制） ・人的能力（執行体制） ・人的能力（研修） ・物的能力 ・応募者の安定性、信頼性		40点
【Ⅴ】 地域への貢献 ・地域貢献 ・障がい者雇用への取組 ・子育て支援への取組 ・ワーク・ライフ・バランス等への取組		20点
【Ⅵ】 応募者の実績		応募団体により審査の観点及び配点が異なる。
	現行指定管理者 ・モニタリング結果	8点
	現行指定管理者以外の応募団体 ・類似施設の運営の実績の有無 ・実績やノウハウが施設管理運営に有効であるか	5点
【Ⅶ】 全般 ・応募者の取組み姿勢		10点
合計点数	現行指定管理者	143点
	現行指定管理者以外の応募団体	140点

(3) 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、一般財団法人 今治市多目的温泉保養館管理公社を指定予定者として選定した。

団体名	一般財団法人 今治市多目的温泉保養館管理公社
審査基準Ⅰ	適正
審査基準Ⅱ	32.5 点
審査基準Ⅲ	25.0 点
審査基準Ⅳ	32.1 点
審査基準Ⅴ	17.8 点
審査基準Ⅵ	5.0 点
審査基準Ⅶ	9.0 点
合計	121.4 点
○審査基準Ⅰについては、適正と認められた。 ○審査基準Ⅱについては、様々な健康づくり事業に対する取組を評価された。 ○審査基準Ⅲについては、提案された管理経費が指定管理料の上限額（指定管理料上限額（5年間）：287,000 千円）以内であり、適正と認められた。 （指定管理料基準額（5年間）：287,000 千円） ○審査基準Ⅳについては、経験豊富な人材と地域・社会における信頼性が評価された。 ○審査基準Ⅴについては、おおむね地域への貢献が認められる計画が立案されていることで一定の評価が得られた。 ○審査基準Ⅵについては、モニタリング結果が「B」であり、実績が十分にあると認められた。 ○審査基準Ⅶについては、これまでの運営実績と、今後計画されている様々な事業やイベントに対する姿勢と実現性の高さを評価した。 以上、提案された事業計画書等を審査し総合的な評価をした結果、施設の運営が住民の平等利用を確保することができること、施設の効用を最大限発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、施設の管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること及び施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであることが認められたため、当審議会は、一般財団法人 今治市多目的温泉保養館管理公社を指定予定者として選定した。 また、一般財団法人 今治市多目的温泉保養館管理公社に対して、業務実施にあたっては、引き続き市民の健康管理と福祉の向上の目的達成はもちろん、令和5年度に発生したレジオネラ菌対策として塩素管理を徹底すること、パーデゾーン休止にともなう収入減とならないよう更なる有効活用の検討及び利用者への効果的なPRに努め新たな利用者の掘り起こしの検討を要望する意見が出たことも報告しておきたい。	

※ 点数は各委員の平均値

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで